

【別添】

## 再送信同意に係る株式会社東広島ケーブルメディアからの裁定申請の概要

### 1 申請日

平成19年5月30日

### 2 申請者及び申請に係る放送事業者

(1) 申請者：株式会社東広島ケーブルメディア（広島県東広島市）

代表者：代表取締役 石井 泰行

住 所：広島県東広島市西条町御園宇6974-2

(2) 申請に係る放送事業者：テレビせとうち株式会社（岡山県岡山市）

代表者：代表取締役社長 砂田 治男

住 所：岡山市柳町2丁目1番1号

### 3 裁定申請の理由

再送信同意について協議が不調のため

### 4 再送信しようとするテレビジョン放送

テレビせとうち株式会社岡山標準テレビジョン放送局の放送（デジタル放送を除く。）

### 5 再送信の業務を行おうとする区域

広島県東広島市の一部（別紙のとおり。）

### 6 再送信の実施の方法

同時再送信による放送

### 7 申請者が希望する再送信の開始日

裁定あり次第速やかに

### 8 協議の経過

申請者は、平成10年9月から平成19年5月までの間、区域外再送信に係る協議をテレビせとうち株式会社と継続してきた。

## 9 意見の対立点

(以下、申請者から提出された申請書を転載。)

対立点	テレビせとうち株式会社の主張	東広島ケーブルメディア株式会社の主張
1. 地上放送の県域免許制	放送行政は県域免許制を謳っている	テレビせとうち株式会社から最初に再送信許可を貰った時も現在も、放送行政は何ら変わっていないにも拘わらず、県域免許制を楯に不許可というのはおかしい。
2. 著作権の処理	放送エリア外の著作権については処理していない。	JASRACや5団体の権利処理で区域外の著作権についても処理する様になっている。また、それ以外でも著作権処理については再送信同意文書で権利処理が必要な場合は、当社で処理する旨の条件が付してある。
3. 広島県に於ける国民保護法に基づく緊急放送や災害告知等を見逃す虞がある事	視聴者が自分の住居するエリア以外の放送を視聴していて、自分の住居するエリアの国民保護法に基づく緊急放送や災害告知等を見逃せば対応が遅れる。	視聴者が終日、区域外放送のみを見ることは想像し難く極めて稀なケースで、隣接県の情報を知ることは却って安全対策上都合の良い場合もある。区域外再送信を認めない為の詭弁と考える。

ここには列挙していませんが交渉の中で、基本的には1～3迄の論点以外に、再送信不許可は広告収入の減少等の要因が大きな理由だとも担当者は漏らされてきました。しかしながらインターネットや多チャンネルサービスが普及し、それに伴い視聴率が低減し広告出稿が減る事のすべての原因がCATV事業者にあるという考えは如何なものかと思われまます。

以上

別 紙

広島県 東広島市	<p>西条岡町、西条本町、西条栄町、西条上市町、西条朝日町、西条御条町、西条昭和町、西条大坪町、西条西本町、西条末広町、西条町大字西条、西条町大字西条東、西条東北町、西条中央町一丁目から三丁目、西条中央五丁目から八丁目、西条土与丸一丁目から二丁目、八本松一丁目から八丁目、八本松飯田一丁目から九丁目、八本松東二丁目から三丁目、西大沢二丁目、三永一丁目から三丁目、高屋高美が丘一丁目から九丁目の各全域</p> <p>西条町大字寺家、西条町大字御園宇、西条町大字助実、西条町大字土与丸、西条町大字吉行、西条中央四丁目、西条大字下見、西条町福本、西条町馬木、西条町森近、西条町大字大沢、西条町大字上三永、西条町大字下三永、西大沢一丁目、八本松町大字米満、八本松町大字飯田、八本松東四丁目から七丁目、八本松大字原、八本松大字宗吉、志和町大字七条椀坂、高屋町大字杵原、高屋町大字桧山の各一部</p>
-------------	--